

(案)

宮古地区広域行政組合営建設工事請負仮契約書

印
紙

1 工事名

2 工事場所

3 工期 着手
完成

4 請負代金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円

5 契約保証金 金
(宮古地区広域行政組合財務規則第2条において準用する宮古市財務規則第130条の規定による)

6 建設発生土の搬出先等

(1) 搬出予定あり(建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。)

(2) 搬出予定なし

7 解体工事に要する費用等 別紙1のとおり

[建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)の適用がある場合に使用する。]

上記の工事について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別記条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本仮契約締結の証として本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通保有する。
なお、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び宮古地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和49年9月13日条例第26号)第2条の規定に基づく議会の議決を得られたとき、本契約として効力が生ずるものとする。

令和 年 月 日

発注者

受注者